

第4回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年11月20日（月）12:59～13:34

2. 場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ

（専門委員）佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）前川内閣府審議官、平井内閣官房内閣審議官、

馬場内閣官房IT総合戦略室参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、

平本内閣官房IT総合戦略室政府CIO上席補佐官

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

本人確認手続の簡素化について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、おそろいでございますので、第4回「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

なお、江田委員、野坂委員、大崎専門委員、川田専門委員、國領専門委員が御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、各省庁の基本計画における横断的課題として、本人確認手続の簡素化についての議論を行いたいと思います。

まず、事務局から資料の御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○石崎参事官 それでは、資料1「本人確認手続の簡素化に関する方向性について ―中間整理（案）―」というものを御覧ください。

ページをめくっていただきますと目次がありまして、その次からが内容になります。

3ページ目でありますけれども「1. 本人確認に関する事業者意見」ということで、これまで行政手続部会事業者ヒアリング等でいただいた意見について記載しております。

まず、日本商工会議所。電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーライターを必要としない、できるだけ簡易な方法とすること。電子証明書の取得には幾つかの作業を行う必要がある。それから、年間の証明書の発行手数料が7,900円かかるとあります。

赤字で示しましたように「中小企業・小規模事業者が広く（郵送でなく）電子申請を利用するためには、安価で使い勝手がよい方法の導入を検討すべきではないか？」。

それから、日本経団連からは、社会保険の従業員本人の押印・証明の省略や、税の自署・押印の廃止などの要望が出ております。

それから、新経済連盟であります。やはり下線部に書いてありますように、電子証明書の取得がオンライン上で完結しない。特に中小企業にとってはその費用が高いということで、その次の5ページにもありますけれども、実際に情報入力を進めていったときに、9割以上、電子認証の画面のところで離脱してしまっている、手続をやめてしまっている実態があるということでもあります。

6ページ目で「2. 本人確認の整理」であります。

電子署名（電子証明書）の種類で、今ありますのは、1つは個人向けの公的個人認証と言われる、マイナンバーカードを利用するもの。それから、法務省が発行している商業登記電子証明書。これは法人向けであります。それから、民間企業が個人向けに発行している各種の証明書。左下にありますが、民間の企業が発行しているもの。これは法人代表者である旨も記載可能であります。こういったものがございまして。

7ページ目が、電子署名を行う場合の電子証明書の取得手続でありまして、ソフトウェアのインストールですとか、発行申請ですとか、幾つかの段階的な手続が必要であるということでもあります。

8ページ目が、その商業登記電子証明書によるオンライン行政手続ということで、かなり広範な手続というのは、これの添付が必要になっているということでもあります。

その次の9ページが、本人確認の整理のその2ということで、押印・署名等であります。

「①法人の場合」で、これも行政の手続によってはさまざまな段階があります。左にありますとおり、実印（会社代表者印）、いわゆる丸印と言われているものと印鑑証明書を添付するもので、これは「概要」に書いてありますように、法務省に印影が登録された会社代表者印の押印と、法務局が発行する印鑑証明書を要求して、その印影というものを目視で照合するということでありまして、これは商業登記法に印鑑届出ですとか印鑑証明の手続が規定されております。

それから、印鑑証明書は求めずに、実印のみ。いわゆる会社代表者印のみというものもあります。会社代表者印のみを要求しますけれども、印鑑証明を求めないために、登録印との同一性の照合は不可能であるということでもあります。

そのほか、いわゆる実印以外にも大体、部門印ですとか部門の責任者の印鑑ですとか、角印ですとか、特に法令上の根拠がないものを求めているものもあります。

行使の目的で、他人の印章または署名を利用して、権利・義務もしくは事実証明に関する文書を偽造した場合は、有印私文書偽造罪となるということでもあります。

その次、10ページ目で、個人の場合であります。個人につきましても、実印に印鑑登録を求めるもの。これは「備考」にありますとおり、法令ではないのですけれども、総務省

の通知に基づいて、全国の市区町村がいわゆる印鑑条例を制定して、登録制度を設けている。

それから、認め印。これは特に法令上の根拠はありませんけれども、こういったものを求めている。

左下にありますように、署名を求める、いわゆる署名捺印方式というものと、それから、記名押印。印字ですとか、ゴム印等、いわゆる認め印を押すという、両方あります。

11ページで「3. 参考となる取組」ということで、約20年前に事務次官等会議申し合わせとして、押印見直しガイドラインというものが定められております。

これは「1 見直しの対象」に書いてありますように、国民に求めている認め印。これは個人における登録印と、それから、法人における代表者印以外のものもこれが適用されるということでもあります。

「2 見直しの方針」とありまして、記名に押印を求めている場合と、署名に押印を求めている場合に分けてありまして、記名に押印を求めている場合のアとしては、押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととするということ、例えば閲覧・縦覧の申請書ですとか、履歴書、住所変更届、廃業届のように、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの等については押印を廃止する。

それ以外の記名のみでよいこととされている文書以外の文書についても、できるだけ記名押印または署名のいずれかでよい選択制とし、押印の義務づけを廃止することとする。

それから、署名に押印を求めている場合も、原則として押印を廃止し、署名のみでよいこととする。こういったことになっております。

12ページをめくっていただきますと、平成20年9月IT戦略本部のオンライン利用拡大行動計画であります。

ここでは、本人確認方法の再点検ということ、電子署名を要する手続について、セキュリティーの確保に留意しつつ、本人確認方法の再点検を行うということ、紙の申請時に署名や押印を要しない手続や、法令上、署名や押印を必要としない手続、あるいは既にID・パスワード化を実施している手続と同種の手続等については、本人確認方法を再点検し、赤字にありますように、税ですとか輸出入・港湾、それから、無線局等については、ID・パスワード方式を導入することとなっております。

それから「③ID・パスワード方式のセキュリティーの向上」ということで、再点検を行った上で、行政手続のうち厳格な本人確認等が求められ、単純なID・パスワード方式によってはセキュリティー要件を満たすことができない場合であっても、現行の電子署名方式とは別に、セキュリティーの確保と利用者の利便性向上を同時に満たすことができる新たな方策を検討するということであって、例えば以下に書いてありますのは、ID・パスワードの中でも比較的厳格な手法によって、ID・パスワードというものを使ってやる方式が書いてあります。

13ページでありますけれども、これは経営力向上計画認定申請書ということで、これはあくまで一例であります。右の赤枠で見ますように、代表者の氏名と代表者印を求めて、ただ、記名押印については、氏名を自著する場合は、この代表者印を省略することができるという規定が書いてあるというもので、これは一つのサンプルであります。

その次の14ページからが国税の例でありまして、電子証明書等の取得に費用や手間がかかるということで、従来はID・パスワードとマイナンバーカード、両方を求めていたのを選択的にすなわち、1. のほうはマイナンバーカードがあればID・パスワードは省略する。それから、2. のほうはID・パスワード。これは事前に本人に確認をするわけですが、それがあれば本人による電子署名は不要とする。こういった手法がとられております。

15ページで、これは税の手続でありますけれども「電子署名等の省略が認められている申請等」ということで、e-Taxを使用して源泉所得税の計算書に係る申請等を行う者。その他、記載のとおりの手続については電子署名の省略というものが認められているのが現状であります。

それから、ページをめくっていただきまして「3. 参考となる取組」の(5)で、法人ポータル／ベンチャープラットフォームであります。

これは、将来像としては、法人情報の流通・利活用環境の実現ということで、事業活動に関連する行政手続について、デジタルファースト、コネクティッド・ワンストップ、ワンスオンリー化により、官民双方の行政手続負担の縮減、ホワイトカラーの生産性向上や人手不足解消につなげていくということで、これは経済産業省の試行的な取組でありますけれども、右上にありますとおり、コネクティッド・ワンストップということで、法人番号とID連携により、連続的に手続が可能となるということで、それから、手続間のデータをワンスオンリーということで、法人基本情報ですとか許認可ですとか、そういったものの必要なデータを連携して、重複入力や添付書類を不要にするという取組であります。

17ページがその一例としてでありまして「ベンチャー支援策への法人インフォメーション活用」ということで、各省庁のベンチャー支援策の申請ワンストップ化を目的として、ベンチャー支援の申請のプラットフォームと法人インフォメーション、法人の情報の集積を連携させるということで、法人の基本情報のワンスオンリー化というものを実証中であるということでもあります。

18ページで「デジタルプラットフォーム実証」ということで、これは経済産業省が来年度に構築する予定の実証事業でありますけれども、一つのIDにより申請、それから、法人インフォメーションとのデータ連携によるワンスオンリー等を実証するということが、法人認証として共通IDによってさまざまな手続に、簡易にシステムのアクセスができるようにするといった取組をすることとしていると聞いております。

19ページであります。こういったもろもろの取組ですとか、事業者の要望等を踏まえて、こういった方向性でいったらいかかという中間整理の案というものを「4 本人確認手続の簡素化に関する方向性について（中間整理案）」として記載してみました。

1. が、行政手続の電子化、いわゆるデジタルファーストを徹底するため、押印を不要とし「紙から電子へ」を推進する。また、電子化の環境を整備するとともに、電子署名、厳格な本人確認が必要な手続を除くものでありますけれども、これを極力省略して、簡易な認証方式を導入するということです。

(1) は、中小企業・小規模事業者等を含む事業者にとってのオンラインによる行政手続の負担を軽減し、利用率を抜本的に向上するため、厳格な本人確認、すなわち、印鑑証明書の添付を求め、印鑑と照合する等を求めない手続については、簡易な認証方式、法人番号、ID・パスワード方式を導入し、電子署名を求めない。これは経産省の試行的な取組を踏まえて、再来年度より運用を開始してはどうか。また、地方公共団体にも上記方式を普及する。

(2) として、法人インフォメーション、法人番号と各種法人情報をひもづけというのが今あるわけですが、これについて引き続き、各省が協力して利用可能な情報を拡充し、それと並行して、それらのデータを活用した申請データのワンスオンリーの取組、デジタルプラットフォームに向け、重点分野で件数の多い行政手続を政府全体で選定し、再来年度より運用を開始してはどうか。

2. としては、厳格な本人確認が必要なほうの手続でありますけれども、これについても、電子証明書の利便性向上あるいはセキュリティーに見合う適切な認証方式、ID・パスワード方式の導入等により、書面方式、印鑑証明書の添付からオンライン手続に転換する。

3. として、上記の方向性に沿って、各省に対応を促す。また、特に電子化については内閣官房IT総合戦略室と協力するということでもあります。

もちろん、各省さんからもまたいろいろ御質問とか御意見等があれば聞くこともあります。それから、何よりもIT本部ともよく御相談しながら、こういった方向性で進めてはどうかと考えております。

20ページが、具体的にそれを左の「確認レベル」に合わせて記載した紙であります。

「押印の種類」としては、個人と法人があります。実印を求めて、印鑑証明書も求める場合。この場合は印影を目視で照合するということをやっているわけでありますけれども、押印については印鑑証明書を添付する。オンラインの場合は、電子証明書もあれば、もしくはセキュリティーに見合うID・パスワード方式。押印につきましては、括弧にありますように、ただし、オンラインのほうの措置をとることによって書面からオンラインに転換していく方向になっていく。

それから、中間的な方法というのは、さっき言いました、実印は求めるのだけれども、印鑑証明書は求めない、あるいは法人でいえば、代表者印は求めるのだけれども、印鑑証明書は求めないという手続であります。これについては、押印を不要とし、署名のみとして、ただし、これもできるだけオンラインにはしていくということであって、オンラインの場合はID・パスワード方式を導入してはどうか。

それから、簡易な方式。すなわち、署名もしくは記名の押印。認め印で押印化をしてい

る場合でありますけれども、法人でいえば登録印以外の印鑑を押している場合であります
が、押印については不要として、オンラインの場合も、この確認レベルであれば、基本的
にはID・パスワード方式も不要ではないかと考えております。

21ページ目からが（参考）ということでありまして、文書偽造に関する条文。私文書偽
造ですとか、そういった条文についてであります。説明については省略させていただきます
す。

事務局からの説明としては、とりあえず以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、意見交換を行いたいと思います。

佐久間専門委員がお時間があるということなので、何か冒頭に御意見を頂戴できればと
思います。

○佐久間専門委員 いや、特にありません。本案で、結構です。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

堤専門委員、いかがでしょうか。

○堤専門委員 今、国のほうで考えていらっしゃる、厳格な認証を求めるレベル、例えば
具体的に何が厳格なものを求めなければいけない手続なのかというのを、あれば幾つか教
えていただければと思いました。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 これはまだ調べているところなのですが、安全保障貿易管理のよう
に、厳格な本人の確認が必要な場合ですとか、あと、これは少し毛色が変わりますけれど
も、法人を設立するときの定款の認証の手続ですとか、こういったものが厳格な本人確認
だと思えます。

後者の法人設立に関しましては、これは別途、未来投資会議のほうで法人設立ワンスト
ップということで検討されていると聞いております。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○堤専門委員 はい。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。大変よくおまとめいただいて、長年の懸案事項がすっ
きりしたのではないかと思います。

ただ、今日、取組の歴史をお教えいただいたところによると、20年前に「事務次官等会
議申し合わせ」があり、失われた20年なのかなと思うのですが、さらに平成20年にはIT戦
略本部からも「オンライン利用拡大行動計画」があり、今日に至っているということので、
この「中間取りまとめ」19ページの「方向性の実現」について、どの程度、強制力
を持った枠組みができるのかが重要ではないかと思います。運用開始とか各省に対応を促

すというレベルで、この平成9年の事務次官等会議申し合わせを超えるようなアクションになるのかが不安でございます。

それから、20ページ目の「中間的」という部分の扱いで「押印」の欄に、この中間的場面については「(署名のみ)」とあります。記名ではなく署名ということは「自署」ということをおっしゃっているのだと理解するのですが、筆跡鑑定でもしない限り自署を求める意味はなく、オンラインのところでID・パスワード方式をとるのであれば、この「署名」も要らないのではないかと思います。

また、運用において、現状は印鑑証明書が求められているものを「厳格」のカテゴリーに入れており、それについては今後も印鑑証明書を添付するということだそうですが、この運用を進めるに当たって、現在「中間的」とか「簡易」になっているところが「厳格」のほうにカテゴリーがえをされてしまっただけでは本末転倒だと思いますので、そういった抜け道がないようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 今、2点、大きく御指摘いただきましたが、政府全体の取組をどういうふうにするのかという話と、具体的なこれからの取組の工程みたいなものははっきりさせてほしいという御意見だったと思います。そこはいかがでしょうか。今、どういうふうにお考えでしょうか。

○石崎参事官 1点目につきましては、今、IT本部でも本人確認の簡素化のあり方を御検討されていると聞いておりますので、それも含めて少し、また政府全体の取組として、やり方については政府の中で検討させていただきたいと思っております。

1点、言い訳めいたことを言いますと、最近、やはり法人番号ですとかマイナンバーカードとか、法人ですとか個人を識別する手段というものがここ近年、非常に発達してきたので、そういったことがやりやすくなっている環境にはあると思っております。それがないと、どうしても恐らくばらばらにID・パスワードを発行するみたいなことは可能なのですけれども、法人としての識別の仕方というのが、法人番号を添付して、あるいは法人インフォメーションという仕組みができることによってできるようになってきたというのは背景にはあると思っております。

御質問がありました中間的なところの署名が要るか要らないか、事務局でまた検討させていただきたいと思っております。

それから「厳格」か「中間的」なのか「簡易」なのかを、割と印鑑証明書をつけるかどうかでばつさり分けをしてしまったのは、これがいいのかどうなのかはあるのですけれども、これは両様あって、割と「厳格」「中間的」「簡易」とだけ書くと、どうしてもセキュリティレベルを逆に高く求めてしまう傾向があり得るものですから、ある種こういうふうにしわがかりやすく類型化させていただいたのですけれども、当然、今、実印プラス印鑑証明書を求めている手続であっても、その印鑑証明書が本当に必要なのかどうかというのは、具体的な個別の検討を進める上では、やはり検討していかなければならな

いのではないかと考えております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○高橋部会長 各省に対応していただくには、どこかで各省の大臣含めて御決定いただかないと、これはだめかなと考えています。そこは事務局とどういうタイミングで政府全体としてオーソライズしていただくかというのは、どこかの段階では必ず考えていきたいと思えます。また、これは基本計画の見直しの中で、3月までの中で御検討もいただかなければいけないかなと私自身は思っています。3月までには何らかの形でそういう方向で作業をしていただきたいたいと事務局にもお願いしておきたいと思えます。

あと、20ページのほうはよろしいでしょうか。この整理ですが、この署名の件のみはちょっとどうなのかという気がします。ここは署名のみをどうするかという話で。

○石崎参事官 これはまた、今、申し上げましたとおり、事務局のほうで考えたいと思えます。林先生がおっしゃっていたことは、この「中間的」の「押印」のところの署名のみの、署名すら恐らく今は要らないのではないかとということでありましたので、ここをどうするか、少し検討させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 ここはぜひ、そういうことで御検討いただきたいたいと思えます。

だから、ちょっと説明書きに、これは今、林先生がおっしゃった、そもそも現行での手続について、こういうことが必要かどうかも含めて精査しますみたいな説明書きが、この20ページにはあったほうがいいかなと。そこはそのような趣旨を書き加えておいていただければと思いました。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 非常にわかりやすく取りまとめていただいて、どうもありがとうございました。

21ページについてコメントさせていただきたいのですが、今後、20ページの表のように簡素化の方向に進んでいった場合に、不正の防止をどう担保するかという意味で刑罰が書かれているのだと思うのですけれども、代表的なものはこの2つでおおむねカバーできると思うのですが、ID・パスワード方式で、要するに文書の偽造を経ることなく何かが行われた場合という意味では公正証書原本不実記載罪、詳しく言いますと電磁的公正証書原本不実記録罪を挙げておいたほうが一応漏れがないのかなという気がしたので、その点、御検討いただければと思えます。

○高橋部会長 何条ですか。

○田中専門委員 157条です。

○高橋部会長 157条だそうです。そこも挙げておいてください。

○石崎参事官 これは典型的なものだけ挙げましたので、これは御指摘を踏まえて挙げさせていただきます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょう。何かあれば、どうぞ。

では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 20ページの表で印鑑証明書を添付とあるのですが、従前は本人であることを証明しようとする、どうしても印鑑証明書しかなかったという実態なのだと思うのですけれども、果たして現在はそれにかわる方法はないのかどうか。そのあたりはいかがかと思ひまして、その点について御質問させていただきます。

○高橋部会長 ほかに何か個人の確認手段はないのかという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○石崎参事官 今、マイナンバーカードというものを発行されておりますので、それが恐らく本人であるかどうかというものの確認の一つの手段だと思います。

ただ一方、今の慣例で言うと、文書に印鑑をついた、その印鑑と一緒になのかどうかというのがほかにあるかという書面で、もし、ほかの委員の方でわかれば逆に教えていただきたいと思ひます。オンラインにつきましては、ここに記載しておるとおり、いわゆる電子証明書というものがそれに相当するものだとは考えておりますが、済みません、私のほうで今、思いつかないものですから。

○高橋部会長 印鑑と、なしですか。

○林委員 印鑑登録をしていない人はいますね。住民票を出していないとかか。

○高橋部会長 もちろんです。

いかがでしょうか。ちょっと私にもわかには思いつかないのですが、では、そこはもう少しいろんな方に聞いてみていただければと思ひます。

ほかはいかがでしょうか。

これは中間だけれども、最終というのは、正式なものはあるのですか。

○石崎参事官 これは先ほどの政府全体の取組、いつするのかという林委員の御質問と一緒にありまして、先ほど申しましたとおり、今、IT本部のほうでも本人手続の簡素化につきまして、専門家の間でお話しされていると聞いておりますので、そういった検討もされた後に全体を最終的にどうするか、あるいは政府の決定としてどうするかというのは、また部会長とも御相談させていただきたいと思ひております。

○高橋部会長 そういうことだそうです。

林委員、どうぞ。

○林委員 済みません。この中間報告の範囲を超えてしまうのかどうか、わからないのですが、そもそも、業界等から、手続をペーパーレスでオンライン上で完結したいという要望があり、また、Society 5.0に向けた検討の中では、例えば、電子処方箋のシステムをつくっても、結局は紙に押印したものの交付がないと手続が完結しないということが電子処方箋が普及しない、ひいてはそれをインフラとするような遠隔的な医療の提供ができない一つのネックにもなっています。

その観点から考えると、「本人確認手続の簡素化」について、今、取りまとめをするときに、20ページの表では「オンラインの場合」と「押印」がありますが、「押印」のほう

は、紙ベースのものを残した場合には、このやり方で、という整理であるとは思いますが、我々としては、オンラインで完結する手続をゴールに置いた上で、そこに行くまでの過程でまだ残っている紙については、表の「押印」の欄のように変えていくという、重みづけが見えたほうがいいのではないかと。

相変わらず、電子化が進まない低いところに基準を合わせて改革を議論すると、いつまでたっても転換ができないのではないかと思いますので、そこもアウトプットとして御検討いただければと思います。

○高橋部会長 多分、書き方の問題だと思いますので、事務局にもそこが分かるように表の書き方を工夫していただいて。

○石崎参事官 そうですね。19ページの枠囲いに書いてありますとおり、デジタルファーストを徹底するため、押印を不要とし「紙から電子へ」を推進するというので、一応、多少方向感を出して書いたつもりではあるのですがけれども、また御指摘も踏まえて。

○高橋部会長 いや、だから、20ページの表の書き方を。

○石崎参事官 わかりました。

○高橋部会長 それで、まずオンラインを先にして、残る押印についてはみたいなものでちょっと左に寄せてもらう。そこは書きぶりだと思います。工夫いただければと思います。

○安念部会長代理 過渡期であるということを示すということですね。

○高橋部会長 はい。

どうも、御指摘ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうぞ。よろしく申し上げます。

○平本政府CIO上席補佐官 先ほど来、IT室の名前が出ていますので、一応、補足させていただきますと、まず1点目に、この表について「厳格」とか「中間的」とか、ここについては多分、事例があったほうが皆様方にわかりやすいと思いますので、そういう意味では我々、来月に第2回のワークショップをやる予定になっておりまして、そこで専門家の方々に集まっていただいて、例えばこの手続だったらID・パスワードでいいのではないかとか、そういう論点から詳細をチェックして行って、それでなるべく、先ほど御指摘あったように、上に高どまりしないような形で進んでいきたいなと思っております。

あと、せっかくですのもう一点だけつけ加えさせていただきますと、先ほど強制力というか、今までできていなかったものをどうやってやるのかというところがございますけれども、そこに関しましても私どものほうで棚卸しとかをやっておりますので、そういうところでフォローアップをする形で、指示をするのも当然重要ですがけれども、それをフォローアップして、きちんとできているかどうかを我々のほうでトレースすることも考えておりますので、そういう具体化というところときちんとPDCAを回していくというところで我々も貢献していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○高橋部会長 平本上席補佐官、どうもありがとうございました。

そういう方向で、ですから、そういうIT室の情報などをいただきながら、20ページの表は少し、その辺のニュアンスが分かるような形で工夫いただければと思います。

第2回目はいつ、大体、どのぐらいでお考えでしょうか。

○平本政府CIO上席補佐官 ワークショップ自体は12月上旬から中旬ぐらいを考えておりまして、それでまた我々、事務局のほうで再整理して、第3回目を年を越してからやるかどうかという形で、ちょっと具体論を詰めていきたいなと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

ただ、お願いなのですが、こちらの都合を申し上げて申しわけないのですが、基本計画に取り込んでもらうためには何がしかの拘束的な決定は1月か2月ぐらいに運んでいただけるとありがたいと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○平本政府CIO上席補佐官 まず1つは、12月末に我々、デジタルガバメントの実行計画というものをつくる予定になっておりまして、その時点で、ある程度、ちょっとタイムスケールというものを出していって、それを受けて来年の6月までに各府省がそれを受けたデジタル化の計画をつくることになっています。

そのひな形として、2月ぐらいまでに我々も方針を出さなければいけないので、そういう意味では1月下旬から2月ぐらいまでに固めていきたいなと思っておりますし、それはこちらの会議の事務局とお話をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 その辺はよろしく願いいたします。

今のような形で、大体、日程感はよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

時間より前でございますが、御意見を頂戴してブラッシュアップできたと思いますので、議論はこれまでにさせていただきたいと思います。

資料の本人確認手続の簡素化に関する方向性につきましては、本日いただきました御意見を含めて、この方向に沿って内閣、政府部内でさらに御検討を進めていただいた上で、IT総合戦略室と協力して各省庁に対応を促すという方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 それでは、来年3月までに行う各省庁の基本計画の改定に向けて、検討チームにおける省庁ヒアリングも後半に入ることになります。引き続き、御協力をお願いしたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に、事務局から何かございますか。

○石崎参事官 次回の会議の日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

本日は短時間でございましたが、非常にありがとうございました。今後ともよろしくお

願いたします。